

1. 議事日程（令和元年第4回北広島町議会定例会）

令和元年12月18日

午前10時開議

於議場

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第81号 | 北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例 |
| 日程第2 | 議案第82号 | 産直市からしろ館設置及び管理条例 |
| 日程第3 | 議案第83号 | からしろ集会所設置及び管理条例 |
| 日程第4 | 議案第84号 | 北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第85号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第86号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第87号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第8 | 議案第88号 | 北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第89号 | 北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第90号 | 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第91号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第92号 | 山県東部新町建設計画の変更について |
| 日程第13 | 議案第93号 | 芸北広域環境施設組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第94号 | 町道の路線の認定について |
| 日程第15 | 議案第95号 | 財産の無償貸付について |
| 日程第16 | 議案第96号 | 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第17 | 議案第97号 | 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第98号 | 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第19 | 議案第99号 | 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第100号 | 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第101号 | 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第102号 | 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第103号 | 令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第104号 | 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第25 | 議案第105号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第26 | 審査報告 | 請願・陳情等の常任委員会審査報告 |
| 日程第27 | 陳情審査 | 陳情第21号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情書 |
| 日程第28 | 陳情審査 | 陳情第22号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書 |
| 日程第29 | 陳情審査 | 陳情第25号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書採択を求めることについて |
| 日程第30 | 陳情審査 | 請願第2号 私立保育施設の職員確保及び処遇改善に向けた請願 |

- 日程第31 陳情審査 陳情第12号 「北広島町原爆75年祈念式典」 举行にかかる支援について
- 日程第32 陳情審査 陳情第14号 歯科衛生士の就労改善に向けた陳情
- 日程第33 陳情審査 陳情第24号 令和2年度経営改善普及事業費等補助金要望について
- 日程第34 発議第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議第14号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」をを求める意見書の提出について
- 日程第36 発議第15号 広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書の提出について
- 日程第37 発議第16号 米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書の提出について
- 日程第38 閉会中の継続審査の申し出（4件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 濱田芳晴	2番 美濃孝二	4番 湊俊文
5番 敷本弘美	6番 森脇誠悟	8番 山形しのぶ
9番 亀岡純一	10番 梅尾泰文	12番 服部泰征
13番 伊藤淳	14番 中田節雄	15番 大林正行
16番 宮本裕之		

3. 欠席議員は次のとおりである。

3番 真倉和之 11番 室坂光治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 中原健	教育長 池田庄策
芸北支所長 清見宣正	大朝支所長 竹下秀樹	豊平支所長 益田智幸
危機管理課長 野上正宏	総務課長 畑田正法	財政課長 植田優香
企画課長 砂田寿紀	税務課長 矢部芳彦	福祉課長 細川敏樹
保健課長 福田さちえ	農林課長 落合幸治	商工観光課長 沼田真路
建設課長 川手秀則	町民課長 迫井一深	上下水道課長 中川克也
消防長 石井雅宏	学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習課長 西村豊
会計管理者 畑田朱美	国土調査事務所長 中川俊彦	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂本伸次 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、審議、採決となっております。質疑、答弁は、要点のみ簡潔に行い、採決では、起立なり挙手ははっきりわかるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第81号 北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例

○議長（宮本裕之） 日程第1、議案第81号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。2点伺います。1点目は、パートタイムの関係ですけども、総務常任委員会の説明資料によりますと、町政方針として、パートタイム雇用を基本としますとあります。そこでお伺いしますが、現在、正規職員と同等にフルタイムで働いている臨時職員をどの程度パートタイムに移行しようと考えているのか伺います。もう1点は、週38.75時間より1分でも短くなるとパート雇用になります。フルタイムには支給されない、そのためフルタイムには支給される手当が、パートによっては受け取れなくなる手当があるのではないかと。どのような手当があるのか伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） まず、1点目の現在フルタイム勤務の職員が何人程度短時間になるのかということでございますけども、現在のフルタイムの臨時職員等につきましては、約60名おります。これが新制度で短時間になろうかと思えます。それと、フルタイムとパートタイムの違い、特に手当のところでございますけども、まずは、フルタイムに支給されてパートタイムに支給されないものにつきましては、主には退職手当になろうかと思えます。その他の手当については、ほぼ同等でございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） フルタイム60名程度、以前の資料では62名という資料もありましたが、全員が短時間パートタイムになるのでしょうか。6月全協の資料では、臨時、嘱託職員数は、フルタイム62人、パートタイム226人の288人となっていました。このフルタイム臨時職員60名と言われましたけども、中には地域づくりセンター、保育所、診療所、放課後児童クラブ、芸北の出張所、消費生活相談員、地域おこし協力隊員、集落支援員として、正規職員と変わらず、現場の業務の多くを担っています。このフルタイム臨時職員を2時間近く短い6時間以内のパート雇用に切り替えると、これまでより早く勤務を切り上げるなど、業務に支障が起きるのではないかと心配しますが、どうでしょうか。それと手当の問題ですが、退職手当

はないということですが、地域手当、通勤手当も含めて、時間外手当、特殊勤務手当などなど、また扶養手当や住居手当、勤勉手当、これらはパートタイム雇用でも支給されるのでしょうか。できるというふうになっておりますので、非常に不安なんです、どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 1点目の現在のフルタイムをパートタイムにしたときに業務が賄えるのかというところでございますけども、それにつきましては、業務の精査をしっかりと、基本的には週30時間ということでございますけども、職種によっては週35時間というものも設定も考えております。また、時間外勤務手当ということもございますので、できるだけ時間外ということは行わないというような方針ではございますけども、そういう対応しながら、現在の業務に対して支障が起こらないような対応はしていると、しっかりとシフトを組みながらやっていくというふうなことでございます。また、手当につきましては、先ほどの通勤手当、これにつきましては、パートでもフルタイムでも支給がございますし、地域手当につきましては、正規職員においても対象でないということでございますので、これについては問題なからうかと思っております。勤勉手当につきましては、パートでもフルでも支給はございません。期末手当の考え方は、両方同じでございます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） 確認なんですけども、もう一度、最初に答弁ありましたフルタイム臨時職員60名を全員パートにするのかどうか、もう一度確認をしたいと思っております。その際、フルタイムの臨時職員本人が希望した場合は希望どおりフルタイム雇用に引き続きなるのか、また、パート職員がフルタイムで働きたいと希望した場合、フルタイムになる可能性があるのか。また、これは本人の希望があれば、何年でも同じ部署で更新できるのかを聞かせてください。手当の問題ですけども、ちょっとはっきりしない点がありますが、いずれにしても、退職手当はパートではなくなるということがはっきりしました。それで、この法が成立した衆議院での附帯決議では、公務の運営は、任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、その趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うことと注意をしております。ですから、どんどんパートにしていいよと。会計年度任用職員にしていいよということではなくて、警告をしているわけです。今後、正職員の削減や公務業務の多くを会計年度任用職員に置き換えることになるのではないかとこの危惧を覚えますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） かなりの質問がございましたので、漏れがあったら、またご指摘お願いいたします。まずは、全員パートタイムになるのかということでございますが、ご指摘のあった60名程度につきましては、全てパートタイムになるということでございます。制度的にフルタイム制度は採用せずにパートタイム制度、県も同様ですけども、パートタイム制度を構築するというところでございます。また、希望があればフルタイムになれるのかということですけども、フルタイム制度を採用しませんので、フルタイムになるということにはございません。また、任用期間につきましては、会計年度の任用ということでございますので、1年1年の任用ということで、1年経てば、また再度の任用について募集をかけ、継続する者については継続していくということでございます。この継続性につきましては、事業の継続ということもございますので、その事業事業を見ながら、そこら辺の継続も考えていきたいというふうに思っております。あと、この制度全体の考え方でございますけども、この会計年度任用職員制度を拡

大しながら業務を行っていくのかということですが、現在、正規職員の職員数の適正化ということで、その適正化計画を策定しております。本来の職員数が何人が適正かということ、また、将来に向かっての計画を策定しております。現時点では、モデル的には、そんなに少ないというふうなことではございませんけども、きちんとした数字を出しながら、この会計年度任用職員制度のあり方も含めて考えてまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この任用職員の関係については、割と前から話は聞いておりましたし、職員さんの方からも、こういうふうな状況になるのか、あるいは、どういうふうな状況になるのか不安であるというふうなことはお聞きしておりました。今はっきり分かったのは、60人全員が希望する希望しないにかかわらず、もうパートタイムにするんだということですが、本来、役場の業務を進めていくのに、パート、臨時というふうな言い方もしたことがありますけども、正規の職員以外の方でお手伝いをお願いをしておるという方がおられまして、今もそうでありますけども、職員さん以外の職員さんで業務を手伝いをしてもらっているという状況の中で、それが急にこういう制度が変わって、フルからパートに変わるよということになると、当然業務自体が人数を増やさないと、パート職員の人数を増やさないと仕事がやりきれないよということが起こってくるだろうというふうに思うんですが、そのような状況を考えたときに、町の職員のほうにどういうふうな形で、いづろろ伝達をされて、あるいは、その該当者の方にどういうふうな形で伝達をされて了解を得たのか。いや、了解を得るところじゃなくて、この形でいくんですよということ強引な進め方になっておるのか、トータル的には了解を得られたのか、そして、そのことによって職務に人員不足が生じて、仕事が完結しないよという状況が生まれはしないか。あるいは、そのことを補完するために、また人員を増やさなきゃいけないのじゃないかというふうなことがあるんかなと思うんですが、お聞きをしてみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 現在のフルタイムの臨時職員をパートタイムにして、業務に支障が起こらないのかというご質問でございますけども、先ほど申し上げましたように、業務の見直しでありますとか、効率化をしっかりと図っていく、これ当然なんですけども、これを図りつつ、現在のフルタイムをパートタイムにしたときの支障が起こらないような対応はしていきたいと思っております。また、この制度につきましては、職員説明会も何度かやり、該当の臨時職員さんも直接職種別に説明会をしたりと、かなり丁寧な説明をしてきたというふうなつもりではございます。また、この制度に向けて、職員組合とも常に話をしながら、事務的も含め、交渉的なものも含めて話をし、この制度内容については了解を得ているものと思っております。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 手続的にすべきことはして、了解をいただいておりますというふうな答弁であったというふうに思いますが、いずれにしても提供するほうの側、執行者側は、自分なりに手続をとって了解を求める形で物事を進めてきたけどもということは、いつの場合でもそういう説明はあるわけですが、受けるほうの側とすれば、言うてみれば、与えられたものを飲み込む以外にはないと。飲まざるを得ないということでもありますから、本当に削減できる部分は、確かに努力してもらわなきゃいけませんけども、そうでないところまで突き進んでいくとか、結局人員が足らなくなって、すべきことができずに、また失敗してしまった、新聞

に載ったよのというふうなことがままあるわけでありますから、その辺も含めて慎重に業務の中身も精査していただいて進めていただくということを要望としておきたいと思いますが、ご意見伺いたいと思います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 当然に業務の適正な執行というものは当然でございますので、そこはしっかり念頭に置きながら進めてまいりたいですし、業務のあり方、見直し、改革、ここら辺も含めて進めながら、適正な人員をもって進めてまいりたいと思います。また、この会計年度任用職員制度につきましては、一つは、働き方改革というところで、処遇改善も含めて行っております。マイナスの部分だけではなくて、処遇の部分、報酬部分につきましても、あるいは休暇等の部分につきましても処遇改善も図ってきておりますので、そこら辺も含めて説明をし、了解を得ているものというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。

○12番（服部泰征） 12番、服部です。この会計年度なんですけど、先ほど言われたように処遇改善とか、あとは最近、同一賃金、同一労働といったような形で、働く方の雇用を改善するという事は理解できるんですが、聞いたところでは、やはり相当義務的経費というか、人件費は上がると聞いています。今後、財政が厳しくなっていく中で、さらなる見直しというのを進めていくのかどうか、そこを確認したいです。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） ご指摘のありました処遇改善の部分で、おっしゃられるとおり、人件費の部分も膨らんでまいります。試算でいきますと、総額的には現在よりも7%ぐらい増えるだろうというふうな試算はしております。それに対しまして、繰り返しになりますけども、職員あるいは、この会計年度任用職員も含めて適正な職員、業務のあり方というのは、しっかり精査していきますし、それを含めた適正化計画も今作成中でございますので、ここら辺もまた、皆さん方にお示ししながら進めてまいりたいと思います。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。まず、反対討論はありませんか。2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。議案第81号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例に対し、反対討論を行います。この条例は、地方公務員法等地方自治法の一部改正により、北広島町の臨時職員を会計年度任用職員とする制度の導入に伴うものです。この制度は、衆議院での附帯決議で、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、その趣旨に沿った任用のあり方の検討を引き続き行うようにということを指摘しているように、地方公務員制度の大転換、公務運営、公務労働のあり方そのものを大きく変質させる危険性を含んでおり、慎重に考える必要があります。その点を踏まえて、この条例に反対する第1の理由は、これまで進めてきた正規職員から非常勤職員への置き換えを合法化、固定化し、臨時職員を人員の調整弁とするおそれがあるからです。北広島町は、合併時430人いた正規職員を本年度4月1日には約100人も削減し、臨時職員に置き換えているため、当然、町が行うべきである業務や行政サービスに支障が出ていることは明らかです。第2の理由は、現場の業務の多くを担っているフルタイム臨時職員62名、60名とも言われましたが、全員を勤務時間30時間以内のパートタイムの会計年度任用職員に切り替えていく方針だからです。今でも人が足りず、問題が起きているにもかかわらずです。パートになると、フルタイムに支給

される退職手当、時間外手当などを受けることができなくなるだけでなく、住民の身近で、行政サービスに支障が出るからです。第3の理由は、任期は1年で、先ほども強調されましたが、更新はできるとも言いますが、本人の希望どおりに働き続けることができず、いつでも雇いどめ、いつでも非正規雇用が当たり前になるおそれがあるからです。第4の理由は、正規職員との処遇改善するというものの、給与等は頭打ちで、年収入も低く抑えられ、同一労働、同一賃金とはかけ声ばかりで、正規、非正規の差が歴然と残され、固定化されるからです。第5の理由は、民間委託の拡大と、それによる臨時職員、非常勤職員の削減につながるからです。既に北広島町は、臨時勤務を含めると、学校給食調理員60人、放課後児童クラブ支援員49人を来年度から民間へ業務委託する考えです。そのため、会計年度任用職員制度の導入は、国会の附帯決議は守れず、今後、公務業務の大半を会計年度任用職員に置きかえることが可能になるため、公の業務がどんどん民間へ委ねられていくことも考えられるからです。以上のように、行政だけでなく、住民にも大いに影響する多くの問題点をはらんでいる会計年度任用職員制度には賛成できません。そのため、この条例に反対するものです。議員皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、議案第81号、北広島町会計年度任用職員の給与等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第82号 産直市からしろ館設置及び管理条例

○議長（宮本裕之） 日程第2、議案第82号、産直市からしろ館設置及び管理条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、大林議員。

○15番（大林正行） 15番、大林でございます。この条例の中に、産直市の販売手数料の条項がありません。今まであった条例にもないと思いますけれども、道の駅の舞ロードIC千代田では、条例の中で、販売手数料は15%から20%の間で指定管理者が定めるというふうになっておりますけれども、からしろ館の場合は、どのような手数料を決定されるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 産直市からしろ館の設置条例の関係でございますが、販売手数料でございますけれども、基本的に、このからしろ館の設置条例というものが、大朝わさーの部分の産直市の条例、これは産地形成促進施設ということで、これをモデルに作らせていただいております。これまでも、実態としては産直市というものを運営されておりました。その中でされております。特にこれからその運用自体が変わるということではございませんので、この条例の中では、現在のところうたっていないというようなところでしております。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） ちょっとよく分からないんですけど、大朝のわさーの条例を適用すると

ということですか。わさーの条例見てませんので、やはりからしろ館として産直市、新たな条例作るのであれば、ここに明記しないと、そのことも書いてありません。わさーのほうのを準用するとか、そこらでちょっと、ほかな施設との整合性からちょっと疑問に思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） すみません、ちょっと説明のほうに分かりにくかったかもわかりませんが、これを条例を作る際に、大朝わさー、今で言います大朝産地形成促進施設設置及び管理条例というものをモデルにさせていただいたというご説明をいたしました。販売手数料ですが、これまで基本的には、今のからしろ会というところが、基幹集会所と同一でこの産直市というものは、特に設置がございませんでしたが、その中で、指定管理ということで管理をいただいていたところがございます。その管理そのものは今後とも変わらないという前提を今考えておりますので、特にこの販売手数料というものを条例に明記をしていないということでございます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 私が伺っているのは、道の駅舞ロードIC千代田では条例で定めてある。その範囲内で指定管理者が決めてます。販売手数料というのは、非常に出荷者にとっても大きな問題なんで、この場合なければ、指定管理者が勝手にと言いますか、独自にそういった制限なく定められるようになっているのか、そこが少し理解できないんで。質問を変えますけれども、ここの販売手数料は、誰がどのようにして決められるのか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） これは、この産直市というものは、これまで条例には設定ございませんでしたが、実態としては行われてきたというところがございますが、これまでも、この販売手数料というものは、このからしろ会というか、この指定管理の業務の中ではいただいていないというのが実態でございますので、今後もそのようなことになろうかと思えます。

○議長（宮本裕之） 大林議員。

○15番（大林正行） 販売手数料はいただいてなかったということですか、からしろ館は。今までも道の駅だけではなくて、どんぐりでありますとか、ほかにもありますけれども、そこは全部手数料いただいている。手数料をもらわなかったら経営が成り立たないと思います。それを指定管理料で賄うのであれば、それは施設間の不公平であると。今、舞ロードICは指定管理料払っておりません。そういうこともあって18%という販売手数料を取っておりますけれども、それを取らないということは、町が販売経費を負担するということになって、それは少し、公平性から見て違うのではないかと。多分、取ってないということはないんじゃないんですか。取られていると思いますけれども。こういうことが起こるのは、私も前、一般質問でも言いましたけれども、産直市の管理している担当課が複数にわたってるんです。一般的には農林課だと思いますけれども、企画課であったり、それから商工観光課であったり、そういうことがあるために、そういった統一性がとれてないということが起こるのではないかと。1か所で、産直については管理されたらどうですかということを行いましたけれども、聞き入れて、そのときはいただけませんでした。そういった意味で、もう一回、多分取ってらっしゃると思いますけれども、その確認をいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

- 企画課長（砂田寿紀） 実際に、今のからしろ館を管理していただいているからしろ会の収支の中では、その販売手数料というのは確認できないので、取ってらっしゃらないのであろうということで、先ほど答弁をさせていただきました。そのからしろ会がこの産直市そのものの会計と言いますか、決算は承知しておりませんので、ちょっとそのことは再度調べさせていただきたいと思います。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾です。私も以前、出荷組合の方、いろいろな場所場所で説明会があったときに行ったわけではありますが、そのときにもからしろ館の方、うろ覚えではありますが、どのような方法で出荷をしてくださいますかという女性の方の報告でございましたけども、かなり詳しく説明があって、だから15%のところもあれば、18%のところもあるということも含めて検討したことがありますから、今多分、情報が入ってないということだけであって、たしか手数料は徴収しておられると思いますから、そのところを、後ほどでもいいですから明確にしてもらわんと、大林議員が一生懸命言われましたが、結局返ってこんかったよ、回答がなかったよという話になっては困るので、あえて関連で言わせていただきました。以上です。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 梅尾議員のおっしゃるとおりで、その情報を持っておりません。取られていないのであろうということでお答えをさせていただきましたが、ちょっとそのことは調べさせていただきたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 本会議が今日で終わりますから、今日のうちなら了解しました。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（宮本裕之） 挙手多数です。従って、議案第82号、産直市からしろ館設置及び管理条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第83号 からしろ集会所設置及び管理条例

- 議長（宮本裕之） 日程第3、議案第83号、からしろ集会所設置及び管理条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第83号、からしろ集会所設置及び管理条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第84号 北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第4、議案第84号、北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第84号、北広島町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第85号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第5、議案第85号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。こちらのほう、人事院勧告等の部分からとお聞きしています。人事院勧告の是正に関しては従う、必ず従わなければならないというわけではないということで、以前お聞きした記憶があります。その上で質問です。今回の改正に関しては、どの年齢層を重点的に改正して、値上げするものなのかをお聞きいたします。
- 議長（宮本裕之） 総務課長。
- 総務課長（畑田正法） この改正につきましては、何点かありますけども、大きくは給料表の改正、期末手当の率の改正、住居手当の改正でございますけども、年齢層的な話をさせていただきますと、給料表につきまして、おおむね30代半ばぐらいまでの若年層の給料表の部分を改正しております。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第85号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第86号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第6、議案第86号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第86号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第87号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第7、議案第87号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第87号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第88号 北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第8、議案第88号、北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第88号、北広島町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第89号 北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（宮本裕之） 日程第9、議案第89号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めま

す。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第89号、北広島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第90号 北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

○議長（宮本裕之） 日程第10、議案第90号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第90号、北広島町コミュニティ施設設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第91号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

○議長（宮本裕之） 日程第11、議案第91号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第91号、広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第92号 山県東部新町建設計画の変更について

○議長（宮本裕之） 日程第12、議案第92号、山県東部新町建設計画の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第92号、山県東部新町建設計画の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第93号 芸北広域環境施設組合理約の変更について

- 議長（宮本裕之） 日程第13、議案第93号、芸北広域環境施設組合理約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第93号、芸北広域環境施設組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第94号 町道の路線の認定について

- 議長（宮本裕之） 日程第14、議案第94号、町道の路線の認定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、梅尾議員。

- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。これは、元千代田町役場があったところの西側に住宅団地ができるんで、その中の公衆用道路が寄附行為によって町道にするというものだというふうに思います。私はこのことに賛成をするものでありますけども、全体的な執行部の方にお聞きしてみたいというふうに思いますけども、まず、あるところに住宅団地を造ろうというふうに思えば、当然進入路が要るわけでありまして。今、町道認定に関わる部分については、団地の中での公衆用道路を町道にするよということでありまして、そこに行くまでに道は、当然町道はございますけども、その町道が非常に狭い、信号機からこの団地まで行くのに非常に狭い、離合できないという、危険な危ない道であります。それは行政は当然、これまでも承知しておられるというふうに思いますし、特に今年、そこの道を通っていく上の団地でありますけども、もう少しさらに西に行く団地でありますけども、そこで住宅火災が起きました。その住宅火災が起きて、そこに消防車が行くわけでありまして、それも非常に狭い道でございますから、結局消防車が最後まで上がらずに、ホースを継ぎ足し継ぎ足しで消火活動に当たったというふうな状況であります。ですから、何が言いたいかという、団地を造る際に当然、割と広い道もあるかもしれませんが、そうでない道もあるわけです。そこのところも同時に行政には開発申請とか出るわけですから、分かるわけです。そこのところを、それこそ各課で連携とりながら、住宅として適正な環境を維持できるような方策をとっていただきたいということを願って意見とさせていただきます。トータル的に、どこの課長でもいいですから、今のと

ころは難しいのは分かりますが、十分に承知をした上で、開発行為に賛成をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 民間の住宅団地の開発の件でございます。この町道の認定につきましては、団地内道路ということで、開発行為者と事前協議をしまして町道に認定することを前提に、うちのほうも条件を付けまして、整備が進んで認定に至ったものです。議員おっしゃいますように、そのこの部分の団地に行くまでの狭隘な路線があるということで、それは従前からそういったことで、その立地環境、周辺の状況等によりまして、なかなか整備が進んでおられない状況でございます。そういうことが解消されたところ、もしくはそういう十分な広い前面道路があるところで開発が進むのが望ましいわけですけども、なかなかそれはその土地の利用、それからいろんな農地法の関係とか、そういったことで適地がだんだん乏しくなっているというような状況があるかと思えます。できる限りそういったことに呼応できるような道路整備を進めてまいりたいとは思っておりますけども、現実的にはなかなかそこまで至っていないというのが状況でございます。

○議長（宮本裕之） 梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 開発行為が起こるときに、やはりこういうふうにしてほしいというふうなことの指導助言というふうなことは、できるできないというのは、それこそ最終的なことでございますが、そこら辺も含めて念頭に入れといてもらって、工事着手のための協力も求めたいというふうにお願いをしておきたいと思えます。以上です。

○議長（宮本裕之） 2番、美濃議員。

○2番（美濃孝二） 2番、美濃です。今の町道のことで、先ほど説明がありましたように、この住宅団地内の道路は町道、私も同意できますが、それにつながる旧道に出る非常に狭い道が離合できないということで、先ほども建設課長も了解はしているようですけども、住宅が増えると交通量も増えるわけで、危険だということで、今後拡幅等の整備を行わないのかと思うんですが、立地条件等のことを言われましたが、なぜできないのかを伺います。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今の懸案の道路につきましては、両方に民地が張りついておりまして、片方側には駐車場、片方には家屋があります。ということで、なかなかすぐに拡幅というところは非常に難しゅうございます。それから、4差路になっておるんですけども、変則的な4差路ということで、どちら側に拡幅をしても、交差点協議において正十字路にならないということで、その交差点協議自体が非常に難しいという状況になっております。土地取引、それから民間開発、住宅開発が活発な地域でございますので、議員ご指摘のとおり、当然家屋が建てば、交通量も増えるということは承知をしております。ですので、現道拡幅にこだわらず、新たな路線の新設改良等も含めて総合的に考えてまいりたいと思えます。

○議長（宮本裕之） 美濃議員。

○2番（美濃孝二） どちらに広げても、変則4差路だから交差点協議が難しいというんですけども、こういう地権者との協議や交差点協議を実際に行おうとされたことはあるんでしょうか。協議の前の段階の取り組みはあるんでしょうか。お伺いします。

○議長（宮本裕之） 建設課長。

○建設課長（川手秀則） 今、焦点になっております交差点につきまして、具体的に提案、もしくは

相談にまいったことはございませんけども、今まで過去に行った道路改良等々で常に公安委員会とは協議をしております、過去の経験から、あれだけの交差点であれば、正十字路でない
と許可にならないというのが共通の認識でございます。

- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） いつのことか分かりませんが、具体的にはないということで。再度具体的に動く考えはないのでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 先ほども申し上げましたように、今の現在の接続してある道路の拡幅というのは、立地環境、それから交差点の形状等から現道拡幅は難しいというふうに今考えております。ですので、それに代わる新たな接続道路というものを模索してまいりたいと思っております。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第94号、町道の路線の認定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第95号 財産の無償貸付について

- 議長（宮本裕之） 日程第15、議案第95号、財産の無償貸付についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 10番、梅尾でございます。この物件は、鉄筋造りの2階建てということですが、築年数はどのぐらい経っているのかというのをまずお聞きしてみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（植田優香） この合同庁舎につきましては、昭和59年建築でございますので、三十五、六年経過をしております。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 40年近い年数が経っているよということですが、そうなるよ、老朽化という建物になるのか、いやいや、まだそこまではいってないよということかも分かりませんが、これから5年間、あるいは、更新がまたあるということになったときに、無償譲渡するわけですが、その維持修繕等についての関わりというのは貸したほうがするのか、あるいは借りたほうがするのか、どういう契約になっていますか。
- 議長（宮本裕之） 芸北支所長。
- 芸北支所長（清見宣正） この貸し付けにつきましては、基本的には修繕等々がある場合には、貸し付けの相手先が修繕を行うということでございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。

- 10番（梅尾泰文） ということは、芸北分校あすなろプロジェクトですね。それは、言うてみれば、指定管理に出したりする場合には、何ぼか修繕費等の金額によって町側が出すよというふうなことがあります、それはないんですね。3000万かかっても5000万かかっても、あすなろプロジェクトが見るということでいいですね。
- 議長（宮本裕之） 芸北支所長。
- 芸北支所長（清見宣正） 基本的には相手先が修繕等々については見るということでございます。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 基本的にはと言っても、契約書を交わすわけでありますから、そこらははっきりしてもらわないと、またその時になって補正予算を組みたいんですという話になったときに、芸北支所長、そう言うたじゃないですかと、当然言いますよ。お答えください。
- 議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（植田優香） 先ほど芸北支所長が申したとおり、基本的には、修繕の費用はあすなろプロジェクトが持つようにということにはなっておりますが、はっきりと記憶してないんですけれども、前回、以前の議会でもご答弁させていただいたとおり、今回は無償貸付でございます。所有者はあくまでも町ということでございますので、あすなろプロジェクトの原因でない、例えば災害とか、そういうことで起こった必要な修繕については、町が行うことになるというふうに記憶をしております。
- 議長（宮本裕之） 梅尾議員、これは無償譲渡じゃなくて貸し付けですから、そこらのところの違いを理解してください。梅尾議員。
- 10番（梅尾泰文） 失礼しました。無償貸付でありました。貸し付けでありますから、所有者は町であるということなら、所有者が町でありますから、その建物に対する保険も町が入っているというふうに思いますから、災害云々というのは当てはまらないんじゃないかな、それは保険で見られるというふうに思いますから、答弁の範囲の中には、はまらないのかなというふうに思います、いかがですか。保険は入ってるでしょ。
- 議長（宮本裕之） 暫時休憩いたします。11時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 57分 休憩

午前 11時 10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開します。先ほどの大林議員の質問に対して、答弁漏れがありましたので、これを許します。企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 議案第82号の産直市からしろ館設置及び管理条例の議案に関わります、販売手数料のことで答弁漏れがありましたので、そのことをお答えさせていただきます。基本的に、現在は出荷者協議会と、それと産直市との間で協議を取り決めて、今、20%の手数料を実際に取っているということでございます。これは他の、わさ一であるとか、さんさん市

もほぼこれぐらいのパーセントということでございます。このことは取り決めということで、現在もさせていただいておりますので、これは、このまま継続とさせていただくということで、産直市の指定管理者とは協議を進めたいと思います。

○議長（宮本裕之） 財政課長。

○財政課長（植田優香） 先ほどの財産の無償貸付についての中で、梅尾議員から修繕についてのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。民法において、使用貸借の場合、借り主は、借用物の通常の必要費を負担するというふうに定められております。目的物の現状維持に必要な修理や修繕については、必要費というのは、その目的物の現状維持に必要な修理、修繕のような場合を指し、先ほども申し上げましたが、同じ必要費でも、通常とは言えない非常の必要費、例えば、先ほど申し上げた災害であるとか、風水害による破損の修理、修繕費などは、借り主が負担する必要はないということの基本的な事項がございますので、これによってまいりたいと思います。保険についてですが、町が保険に加入をしております。風水害の場合は、保険で補填されるのは50%となっておりますので、それ以外の負担については町が負担するという事になるかと思っております。

○議長（宮本裕之） 納得できませんか。梅尾議員。

○10番（梅尾泰文） 声が小さいし、中身が理解できんのです。

○議長（宮本裕之） 再度、財政課長、大きな声でお願いします。

○財政課長（植田優香） 使用貸借の場合ですが、民法では、借り主は借用物の通常の必要費を負担するというふうに定められてます。この通常の必要費というのが目的物の現状維持に必要な修理、修繕ということで、それ以外の通常とはいえない非常の必要費、例えば、先ほど申し上げたような災害、風水害による破損の修理、修繕費などは借り主が負担する必要はないということです。非常の場合については町が負担するという事になります。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 6番、森脇です。町が手放さずに無償で貸し付けるという、その理由をお伺いを。手放さずにずっと持ち続ける理由をお願いしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（植田優香） この貸し付けについては、あすなろプロジェクトのほうから、芸北分校の女子生徒の下宿の運営のために貸し付けをお願いしたいという申し出がありまして、町として、芸北分校の維持、発展、それから地域活性化につながるということで、貸し付けということの判断をさせていただいております。

○議長（宮本裕之） 森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 譲渡すれば、また固定資産税とかいろいろあって、行政が進めておる地域の活性化という面からも、ちょっとしんどいというふうな理由なんですか。そこが明確になってないんで、今後、町がそれを何らかの用途で使うというふうなものなら、町がずっと所有しとかにやいけんものと思いますけども、もう年数も相当経つとるようですし、今後、必ずまたどこかで費用がかかるような気がします。譲渡できない、無償譲渡ですね、できない理由も併せてお聞きをしたいと思います。

○議長（宮本裕之） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） ここの建物につきましては、あすなろプロジェクトからの貸し付けについては、1階部分については全部、2階部分については、医師住宅部分を除いての貸し付け

ということで、一部行政財産として残っておるということから、無償貸付というふうな形で処理をさせてもらったところでございます。

- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第95号、財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第96号 令和元年度北広島町一般会計補正予算（第4号）

- 議長（宮本裕之） 日程第16、議案第96号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。歳出の22ページ、橋梁点検等委託料5073万円の減額ですが、これは橋梁の点検委託料の減額ということになっているようですが、1億1800万のうち5000万が減額という、半数近くになる理由をお答えください。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 橋梁点検の委託料ですけども、これは低入札による落札結果によるものでございます。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第96号、令和元年度北広島町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第97号 令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（宮本裕之） 日程第17、議案第97号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。12番、服部議員。
- 12番（服部泰征） 12番、服部です。行政報告の国民健康保険の療養給付費のとこなんですけど、44ページなんですけど、退職のほうの件数が前年度と比べ、69件が12件と大幅減になっているんですけど、この原因というのは、分かりますでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 町民課長。
- 町民課長（迫井一深） 退職被保険者の療養給付費の件数の減ということでございます。退職被

保険者制度のほうが、本年度末をもって終了するというのでありますので、今現在、年齢で申しますと、64歳の方のみだけが残っておりますので、減少ということになっております。

○議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第97号、令和元年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第98号 令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第18、議案第98号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第98号、令和元年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第99号 令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮本裕之） 日程第19、議案第99号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第99号、令和元年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第100号 令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮本裕之） 日程第20、議案第100号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討

論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第100号、令和元年度北広島町介護保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第101号 令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（宮本裕之） 日程第21、議案第101号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第101号、令和元年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第102号 令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（宮本裕之） 日程第22、議案第102号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第102号、令和元年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第103号 令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（宮本裕之） 日程第23、議案第103号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第103号、令和元年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第104号 令和元年度北広島町水道事業会計補正予算（第1号）

- 議長（宮本裕之） 日程第24、議案第104号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第104号、令和元年度北広島町水道事業会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第105号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第25、議案第105号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、議案第105号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（宮本裕之） 日程第26、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会への審査の付託を行っております、請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。文教厚生常任委員会、山形委員長。
- 文教厚生常任委員会委員長（山形しのぶ） 委員会審査報告を行います。令和元年12月18日。北広島町議会議長宮本裕之様。文教厚生常任委員会委員長山形しのぶ。令和元年12月5日、本会議において本委員会に付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第21号。件名、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情書。審査の結果は、採択です。理由といたしまして、夜勤交代制労働者の労働環境を改善し、医療・介護関係者を大幅に増員することにより、安全・安心の医療・介護を実現する必要があるため、採択とします。なお、平成29年第4回定例会、平成30年第4回定例会におきまして、本案件と同じ内容の陳情が

あり、意見書を既に国関係機関へ提出をしているため、今回は、意見書提出は行いません。続いて、陳情第22号。件名、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書。審査の結果は採択です。理由といたしまして、北広島町では既に実施されていますが、県レベルでの取り組みが必要であるため採択といたします。続いて、事件の番号、陳情第25号、国による妊産婦医療費助成制度増設を求める意見書採択を求めることについて。審査の結果は、採択です。こちら、理由といたしまして、医療費に心配なく安心して子どもを生み育てる状況を作るため、採択とする。続いて、事件の番号、請願第2号、私立保育施設の職員確保及び処遇改善に向けた請願。こちら審査の結果は、趣旨採択です。理由といたしまして、保育環境の充実を図る観点では理解できるが、現時点では、町財政的に実現が困難であるため、請願の趣旨については採択とします。続いて、事件の番号、陳情第12号、北広島町原爆75年記念式典挙行にかかる支援について。こちらは、令和元年9月定例会の閉会中の継続審査分です。審査の結果は、採択です。理由は、原爆被害者の会の活動を後押しするため採択とする。事件の番号、陳情第14号、歯科衛生士の就労改善に向けた陳情。こちら令和元年9月定例会閉会中の継続審査分です。審査の結果は、採択です。陳情第14号のこちらは、歯科衛生士が働きやすい環境を保障するためにも採択といたします。陳情第22号、陳情第25号については、意見書の提出をいたします。以上、文教厚生常任委員会の委員会審査報告といたします。

○議長（宮本裕之） 続いて、産業建設常任委員会、湊委員長。

○産業建設常任委員会委員長（湊俊文） 委員会審査報告をいたします。令和元年12月18日。北広島町議会議長宮本裕之様。産業建設常任委員会委員長湊俊文。令和元年12月5日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第24号。件名、令和2年度経営改善普及事業費等補助金要望についてでございます。審査の結果、採択。理由、北広島町商工会の活発な事業活動は、地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため採択とする。

○議長（宮本裕之） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第27、陳情審査を行います。陳情第21号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対し、質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第21号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 28 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第 28、陳情審査を行います。陳情第 22 号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第 22 号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 29 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第 29、陳情審査を行います。陳情第 25 号、国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書採択を求めることについてを議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第 25 号、国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書採択を求めることについてを採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 30 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第 30、陳情審査を行います。請願第 2 号、私立保育施設の職員確保及び処遇改善に向けた請願を議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2 番、美濃議員。
- 2 番（美濃孝二） 2 番、美濃孝二です。請願第 2 号、私立保育所施設の職員確保及び処遇改善に向けた請願の審査結果である、趣旨採択に反対する理由を述べます。私は、この請願の紹介議員になっており、また、一般質問でも、保育士を確保するためには、直ちに給与上乗せなど

具体的な処遇改善策をとるべきと、詳しく説明をいたしました。しかし、私も所属する文教厚生常任委員会では、願意は理解できるが財政が厳しい折、保育士だけを優遇するわけにはいかないと趣旨採択しました。しかしこれは、事実上の不採択であると考え、この審査結果である趣旨採択には反対をいたします。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、請願第2号、私立保育施設の職員確保及び処遇改善に向けた請願を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第31 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第31、陳情審査を行います。陳情第12号、北広島町原爆75年記念式典挙行にかかる支援についてを議題とします。これより質疑を行います。文教厚生常任委員会委員長の審査報告に対して、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第12号、北広島町原爆75年記念式典挙行にかかる支援についてを採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32 陳情審査

○議長（宮本裕之） 日程第32、陳情審査を行います。陳情第14号、歯科衛生士の就労改善に向けた陳情を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第14号、歯科衛生士の就労改善に向けた陳情を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 陳情審査

- 議長（宮本裕之） 日程第33、陳情審査を行います。陳情第24号、令和2年度経営改善普及事業費等補助金要望についてを議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会委員長の審査報告に対し、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより、陳情第24号、令和2年度経営改善普及事業費等補助金要望についてを採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 発議第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

- 議長（宮本裕之） 日程第34、発議第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書案。全国の自治体で、子どもの医療費助成制度の拡充が進み、厚生労働省の2018年度調査で、高校卒業まで実施している自治体は、入院・通院とも全体の3割を超えている。また、中学校卒業まで実施を合わせると、入院・通院とも約9割の自治体に上っている。これは、子どもの医療費助成制度を求める住民の要求が高いことを表している。広島県のように、入院・通院ともに就学前にとどまっている都道府県は、全国でも半数以下となっている。広島県は、国がやることとの理由で、国へは要請しているものの、県としては15年間制度拡充を行っていない。それでも広島県内の市町村においては、自治体の努力により拡充が進んでおり、自治体間の格差が広がっているのが現状である。広島県は、県民の要求や県内自治体の状況に向き合い、子どもの医療費助成制度の拡充に向けて取り組むときに来ていると考える。よって、県においては、子どもの医療費助成制度において、次の措置を講ずるよう強く要望する。記、1、県は、県独自の助成制度の拡充を行うこと。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和元年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、広島県知事。
- 議長（宮本裕之） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。5番、敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。発議第13号、令和元年12月18日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員敷本弘美。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同山形しのぶ、同大林正行。子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で拡充が進み、広島県内の市町各自自治体においても拡充の努力がなされている。しかし広島県においては、未だに子どもの医療費助成は、入院、通院とも就学前にとどまっている。住民の要望や県内自

治体の状況に向き合い、県として、子ども医療費助成制度拡充に取り組むよう要請するものである。議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第13号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 発議第14号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」を求める意見書の提出について

- 議長（宮本裕之） 日程第35、発議第14号、国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。
- 事務局長（坂本伸次） 国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書案。2018年12月8日の参議院本会議で、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）が全会一致で採択された。成育基本法では、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを目的に掲げ、社会的・経済的状況にかかわらず、安心して次代の社会を担う子どもを生み育てることができる環境が整備されるように推進することを基本理念とし、国は、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとしている。疾患や受診科目による制限のない妊産婦医療費助成制度を実施している自治体は13道県、156市町村にとどまっている。成育基本法を実りあるものにするためには、住んでいる自治体による差をなくし、妊産婦（母子保健法第6条で妊娠中または出産後1年以内の女子と規定）について、費用の心配なく医療が受けられるようにすることが不可欠である。よって、国におかれては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。記、1、疾患や受診科目による制限のない妊産婦に対する医療費助成制度を国の制度として早期に実現すること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。令和元年12月18日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。
- 議長（宮本裕之） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。8番、山形議員。
- 8番（山形しのぶ） 8番、山形しのぶでございます。発議第14号、令和元年12月18日北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員山形しのぶ。賛成者、北広島町議会議員美濃孝二、同敷本弘美、同大林正行。国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨、妊産婦が社会的・経済的状況にかかわらず、

安心して次代の社会を担う子どもを生き育てることができる環境を整備するために、国による妊産婦医療費助成制度創設を求めるものである。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第14号、国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第15号 広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書の提出について

○議長（宮本裕之） 日程第36、発議第15号、広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書案。主要農作物種子法（以下、種子法という）が、平成30年4月1日に廃止された。種子法は、国や都道府県の役割を明確にしたものであり、同法のもとで、優良な稲、麦、大豆など、主要農作物の種子生産・普及のための施策が実施され、農業者には安心な種子が、消費者には高品質な農作物が安定的に供給されてきた。しかし、種子法の廃止により、今後、稲などの種子価格高騰をはじめ気候、土質など地域条件に適合した品種の生産、普及の衰退などが心配される。種子法廃止法案可決に当たっては、参議院農林水産委員会の附帯決議で、優良な種子の流通確保や都道府県が種子生産などに取り組むための財政措置のほか、特定企業による種子の独占禁止などについて、万全を期することを求めている。日本のそれぞれの地域が守り伝えてきた多くの優良品種の種子が、外資系事業者などの独占等による種子価格の高騰や単一化される危険性、さらには遺伝子組み換え品種が生み出されるなど、食糧供給の観点から健康面での不安もある。よって、北広島町議会は、農業者や消費者の不安を払拭するためにも広島県主要農作物の種子に関する条例を早期に制定されるよう求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和元年12月18日。広島県北広島町議会。提出先、広島県知事。

○議長（宮本裕之） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、湊議員。

○4番（湊俊文） 湊であります。発議第15号、令和元年12月18日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員湊俊文。賛成者、北広島町議会議員濱田芳晴、同亀岡純一、同伊藤淳。広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨、参議院附帯決議にあるように、都道府県での財源確保、種子の国外流出禁止、種子独占の弊害の防止など懸念がある。このうち都道府県での財源確保に関しては、広島県において要領を定めているが、制度として不十分であると考え。より明確な制度化を求め、広

島県に対して、早期の条例化を求めるものである。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（宮本裕之） 挙手全員です。従って、発議第15号、広島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第16号 米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書の提出について

○議長（宮本裕之） 日程第37、発議第16号、米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○事務局長（坂本伸次） 米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書案。米海兵隊岩国基地所属の戦闘機部隊で、重大事故につながりかねない規則違反が横行している実態が判明したとの報道に接した。以前から、機体の墜落や不時着、部品の脱落などの事故が繰り返されており、事故後の原因究明や再発防止策が十分に尽くされているとは言いがたい状況にある。昨年12月6日に高知県沖で発生した戦闘機と空中給油機による空中接触・墜落事故に関して、米海兵隊からの情報提供と日本側で米側に確認した内容をもとに米海兵隊岩国基地所属2機の空中接触による墜落事故に関する調査結果について、今年10月15日付で、さらに同墜落事故に関する追加説明が11月29日付で、防衛省・外務省連名で作成された。パイロットの練度不足、訓練及び運用に対する不十分な監督、平成28年4月の沖縄本島沖での事故調査が規定どおりに行われなかったこと等の事故要因が挙げられ、米側における是正措置として、操縦席への持ち込み禁止物の確認や操縦中の動作、搭乗前に服用すべきでない薬に関する教育を改めて徹底するとなっているものの、今回の報道で、飛行中の読書や手放しの操縦など、規律を無視した到底考えられない重大な事態にあることが明らかにされ、言語道断の状況である。米側における是正措置等の中で、すべての部隊は、日本に駐留し、日本を防衛する米海兵隊員としての誇りを持って任務に当たるという命令のもとで運用されているとあるように、高い意識を持って、部隊の規律維持に努めるよう強く求める。については、地域住民等の不安を払拭し、事故防止に最善を尽くすよう、下記のことを米国及び米軍に強く求めることを日本政府に要請する。記、1、米海兵隊が本年9月に公表した、2018年12月6日に発生した航空事故に係る司令部による事実状況調査を踏まえて、米軍において、訓練プログラムの見直しや内部統制の確保など、実効性のある万全の対策を講じ、同様の事故の再発防止を徹底すること。2、米軍の事故等については、速やかに関係機関へ情報提供すること。3、北広島町上空での米軍機の低空飛行を行わないこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。令和元年12月18日。広島県北広島町議会。提出先、内閣

総理大臣、外務大臣、防衛大臣。

- 議長（宮本裕之） これで、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 発議第16号、令和元年12月18日。北広島町議会議長宮本裕之様。提出者、北広島町議会議員亀岡純一。賛成者、北広島町議会議員湊俊文、同敷本弘美、同伊藤淳。米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書の提出について。標記の議案を、次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、米海兵隊岩国基地所属の戦闘機部隊で、規律を無視した重大事故につながりかねない規則違反が横行している実態が判明したとの報道に接した。これは、地元住民に大きな不安を与えるものであり、日本政府は、米側に対して、このようなことが行われないよう強く働きかけることを要請するものである。議員各位のご賛同をお願いいたします。
- 議長（宮本裕之） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。意見書案の趣旨にあります米側における是正措置等の中で、すべての部隊は、日本に駐留し、日本を防衛する米海兵隊員としての誇りを持って任務に当たるよう命令のもとで運用されているとあるように、高い意識を持って部隊の規律維持に努めるよう強く求めるとありますが、この3行を削除することはできませんか。伺います。
- 議長（宮本裕之） 9番、亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） ただいまの3行についてでありますけども、この内容については、11月29日の米側からの説明に対して、防衛省、外務省が説明した追加説明の中に、米側における是正措置等ということで書かれた内容であります。その項目は、部隊の規律維持ということで、このような、先ほどの取り上げた3行について、米側のほうから、このように誇りを持って運用していくと。そういう命令のもとで運用されていると。そういう内容でありますから、これをしっかり守って、規律維持に努めてほしいということを求めるということについては妥当であると思いますので、これを削除する必要はないと考えております。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 今紹介をされました米側の説明である、この3行を入れますと、規律を守れば、北広島町上空での低空飛行訓練を認めることになるのではないかという危惧を覚えます。これ以外の意見書の趣旨や意見書3項目は賛同できるものでありますし、これを削除しても、その意見書の目的は達成できると考えますが、できない理由は、先ほどありましたけれども、それでも達成できると考えますけれども、それでも削除できないのか、再度伺います。
- 議長（宮本裕之） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） 言われる内容がよく理解できないのでありますが、北広島町上空での低空飛行を行わないことを要請することと、この規律維持に努めるということがどのように関係しているのか、この点について言われている内容がよく分かりません。この規律維持を求めることは削除する必要はないと考えます。
- 議長（宮本裕之） 美濃議員。
- 2番（美濃孝二） そういうお考えはないということですけど、今の議論にもあるように、米海兵隊に対する認識はいろいろあるし、意見の違いもあります。これを削除していただければ、

当然この意見書に賛同できるだけに、さまざまな意見の違いを乗り越えて、一致するところで、全会一致でもって関係機関に送付、提出したほうが、力強く発信できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

- 議長（宮本裕之） 亀岡議員。
- 9番（亀岡純一） この部分については賛同願いたいということであります。
- 議長（宮本裕之） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- 2番（美濃孝二） 2番、美濃孝二です。発議第16号、米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書案について、大変残念ですが、反対討論を行います。この意見書は、極めて重要で、時宜を得たものであり、意見書にある3つの項目には大賛成であります。しかし質疑でも述べましたが、意見書の趣旨にある日本防衛する米海兵隊との認識には賛同できません。この認識を認めるなら、訓練そのものを認めることになり、低空飛行の被害に対して、町民は我慢をせざるを得なくなるのではないかと心配するからです。まして米国は、自国であるアメリカ本土での住宅のあるところでの低空飛行訓練は行っておりません。当然、議員にはそれぞれさまざまな考えがあります。しかし、そうした中でも、北広島町民の安全や福祉を守ることに活動しており、必要であれば、それぞれの意見の違いを脇に置いてでも、一致するところで議会として関係機関に意見書などを提出すべきだと考えています。私としては、この質疑で求めた3行が削除されれば、当然賛同できるのですが、それができないのであれば、やむを得ず、反対せざるを得ません。議員の皆さんに、この心情を理解していただき、今回の意見書は提出されないよう求めて、議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。よろしく申し上げます。
- 議長（宮本裕之） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決をします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（宮本裕之） 起立多数です。従って、発議第16号、米海兵隊岩国基地所属2機の高知県沖空中接触・墜落に関する事故調査結果に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 閉会中の継続審査の申し出

- 議長（宮本裕之） 日程第38、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付のとおり、文教厚生常任委員会委員長より、閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（宮本裕之） ご異議なしと認めます。従って、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で、本日の日程を全部議いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

12月5日の開会から本日までの14日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、ご議論、ご審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。非常に厳しい財政状況ではありますが、財政の健全化を図り、将来にわたり、持続可能な財政基盤づくりに向けて取り組んでいかなければなりません。今後とも町行政の運営につきましてのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。時節柄、議員、町民の皆様にはご自愛をいただき、皆様のより一層のご健勝を祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

- 議長（宮本裕之） 12月議会定例会の閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、12月5日から本日まで14日間の会期でありました。提出議案、陳情を慎重審議され、全議案を議了いたしました。行政におかれましては、本定例会における質疑や意見などを今後の予算編成、予算執行に反映されるよう要望しておきます。以前にも増して各委員長を中心に議会活動は活発に行われ、成果が表れてきているように思います。なお一層、町民の負託に応えられる議会にしていかなくてはなりません。今年も残りあと10日余りとなりました。いよいよ本格的な冬の到来です。議員各位にはくれぐれもご自愛の上、輝かしい新年を迎えられ、幸多き年になることを祈念申し上げます。これで、令和元年第4回北広島町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 20分 閉 会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員